

質問書に対する回答

(件名) 東北自動車道 思川橋耐震補強工事

質問書No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 7. (3) 関連施設その他との関係、河川・水路関係	特記仕様書7. (3)にて、「請負契約締結後、受注者からの施工計画書の提出を受けてから河川管理者との協議を行うものとする。河川管理者との協議が完了次第、工事に着手するものとする。」とされておりますことから、契約締結後の河川管理者との協議結果およびこれに関連する関係諸法令を踏まえた実施施工内容に合わせて発注図書（特記仕様書、及び図面）から変更が生じる場合は別途監督員から通知を頂き、これに必要な費用について別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。と考えて宜しいでしょうか。	河川管理者との協議により、設計図書の変更は想定していませんが、万が一協議結果に伴い、設計図書の条件から変更が生じる場合は、別途監督員と協議し定めるものとお考えください。